

表③ 第1号被保険者(65歳以上)の介護保険料

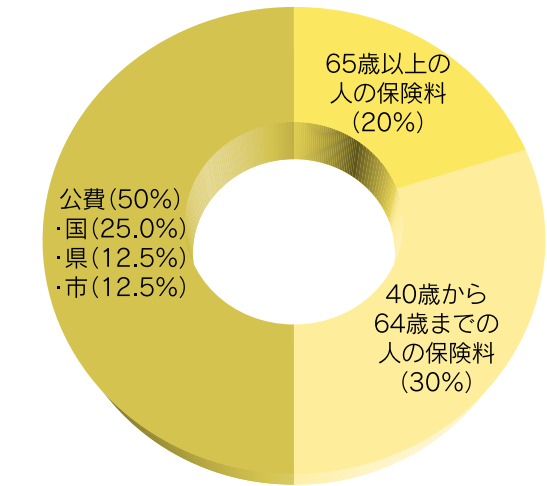
保険料基準額: 49,800円(第4段階下段の区分)

所得段階	対象となる人	基準額に対する割合	年間保険料	(参考)平成21年度年間保険料	
				旧前原市	旧二丈・志摩町
第1段階	・生活保護受給者の人 ・老齢福祉年金受給者で、かつ市民税世帯非課税の人	0.50	24,900円	24,000円	28,200円
第2段階	市民税世帯非課税者で課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の人	0.50	24,900円	24,000円	28,200円
第3段階	市民税世帯非課税者で第1段階・第2段階以外の人	0.75	37,350円	36,000円	42,300円
第4段階	市民税本人非課税者(市民税世帯課税)で課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の人	0.91	45,310円	43,680円	51,888円
	市民税本人非課税者(市民税世帯課税)で上記以外の人	1.00	49,800円	48,000円	56,400円
第5段階	市民税本人課税者で合計所得金額が125万円未満の人	1.10	54,780円	52,800円	66,552円
第6段階	市民税本人課税者で合計所得金額が125万円以上200万円未満の人	1.25	62,250円	60,000円	70,500円
第7段階	市民税本人課税者で合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	1.50	74,700円	72,000円	84,600円
第8段階	市民税本人課税者で合計所得金額が300万円以上600万円未満の人	1.75	87,150円	84,000円	98,700円
第9段階	市民税本人課税者で合計所得金額が600万円以上の人	2.00	99,600円	96,000円	112,800円

※平成21年度年間保険料の旧二丈・志摩町の場合は、福岡県介護保険広域連合Bグループの保険料。基準額に対する割合の第4段階上段の区分は0.92、第5段階は1.18。第8段階の合計所得金額は300万円以上400万円未満、第9段階の合計所得金額は400万円以上。
※老齢福祉年金とは、明治44年4月1日以前に生まれた人などで、一定の所得がない人や、他の年金を受給できない人に支給される年金。
※合計所得金額とは、収入金額から必要経費に相当する金額を差し引いた金額。



図① 介護保険の財源内訳
(利用者負担分除く)



※平成21年度から平成23年度までの割合です。
※40歳から64歳までの人(第2号被保険者)は、加入している健康保険に医療分と介護保険分を合わせて健康保険料や国民健康保険税として納めます。

付相談をしてください。

糸島市介護保険課
☎(323)1111

●保険料を滞納すると
介護サービスの利用者負担は費用の1割ですが、災害など特別な事情がないのに保険料を滞納すると次のような措置が取られます。
未納は放置せず、早めに納付相談をしてください。

③2年以上の滞納
サービスを利用するとき
に利用者負担が3割になり、
高額介護サービス費などが
受けられなくなります。

●保険料の差額調整
平成21年度以前から特別徴収をしている人の4月から8月までの保険料は、旧1市2町での前年度保険料と同額を特別徴収(仮徴収)することになります。なお、新しい保険料は10月から適用し、

財源の半分は保険料

介護保険は、40歳以上の人が納める保険料が主要な財源です。(図①)

介護が必要になったときに、誰もが安心してサービスを利用できるよう、保険料は必ず納めましょう。

●保険料を滞納すると

介護サービスの利用者負担は費用の1割ですが、災害など特別な事情がないのに保険料を滞納すると次のような措置が取られます。

未納は放置せず、早めに納付相談をしてください。

付相談をしてください。

糸島市介護保険課
☎(323)1111

平成22・23年度の

第1号被保険者 (65歳以上)の 介護保険料が決定

介護保険事業は、3年を1期とする事業計画を定めて運営しています。
現在は、第4期(平成21年度から23年度まで)の事業計画の期間中ですが、糸島市の誕生に伴い新たな計画の策定が必要となりました。
そのため、市では新市の平成22・23年度介護保険事業計画を新たに策定し、介護サービスの利用見込みなどを基に保険料を決定しました。

保険料基準額
年額4万9800円

糸島市の誕生に伴い、合併前の糸島1市2町の介護保険事業計画を統合し、介護保険料を含め、糸島市としての新たな事業計画を策定することになりました。

平成22・23年度の保険料は、糸島市の介護保険事業計画における、平成22・23年度の2年間の第1号被保険者数や保険給付費などの見込み額、また、介護給付費準備基金の最大限

の活用など(表①)を基に算定し、保険料基準額を年額4万9800円(月額4150円)に決定しました(表②)から表③まで。

保険料の納め方

介護保険の保険料は、65歳になった月(65歳の誕生日の前日)が属する月の分から納めることとなります。

保険料の納付方法は、特別徴収と普通徴収の2とおりがあります。なお、納付書などの送付は、市民税が決定す

る6月になります。

【特別徴収】

対象者 ●年金額が年額18万円以上の人
徴収時期 ●4月から翌年2月までの年金(6回)から天引き

●保険料の差額調整

平成21年度以前から特別徴収をしている人の4月から8月までの保険料は、旧1市2町での前年度保険料と同額を特別徴収(仮徴収)することになります。なお、新しい保険料は10月から適用し、

その差額については、調整することになります。

その他 ●次の場合などは、特別徴収に切り替わるまでの間、納付書や口座振替で納めてください。
①年度途中に65歳になった場合
②他の市区町村から転入した場合

【普通徴収】

市から送付される納付書や口座振替で納めます。
納期 ●6月から翌年3月までの10期

表① 被保険者数などの見込み

被保険者数	21,959人
保険給付費等(※)	113億7千万円

※平成22・23年度の2年間合計。

表② 保険料基準額(月額)

糸島市	4,150円
福岡県平均	4,467円
全国平均	4,160円

